

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

南あわじ市長 守本 憲弘

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

榎列小榎列地区

### 2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 5 年 3 月 7 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	30 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

規模縮小を考えている農業者の農地を地域の担い手へ貸し付け、農地の維持管理を図る。今後規模縮小農家が増えていくことが予想されるため農地中間管理機構の利用を視野に入れ集落で取りまとめられるような環境づくりを推進する。

### 6. 地域農業の将来のあり方

生産作物のブランド化による価格向上を目指し、各農家の経営の安定化を図るとともに、農業後継者を育成するために子供への農業技術の伝承を行い後継者育成に努める。

集落における放棄田問題について集落で話し合い、意識改革を促す。現状は農家が個々に草刈り等を実施しているが今後集落単位で耕作放棄田の対策を推進していけるように地域の連携を強める。

農業用機械の更新をしたくても所得を圧迫しているため更新できない農家が多い。そのことが農業縮小にもつながっているため、機械の共同化を集落でできる部分から進めていく。